

## 江別市火災予防規則【抜粋】

(昭和51年規則第42号)

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第10条 条例第56条第3項に規定する公表の対象となる防火対象物は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第56条第3項に規定する公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(公表の手続)

第11条 条例第56条第1項の規定による公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、市のホームページへの掲載並びに消防庁舎の掲示場への掲示により行う。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第2項に規定する違反の内容(当該違反が認められた部分が消防法施行令第8条又は第9条の適用を受ける防火対象物にあっては、当該違反が認められた部分の名称を含む。)
- (3) その他消防長が必要と認める事項

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。